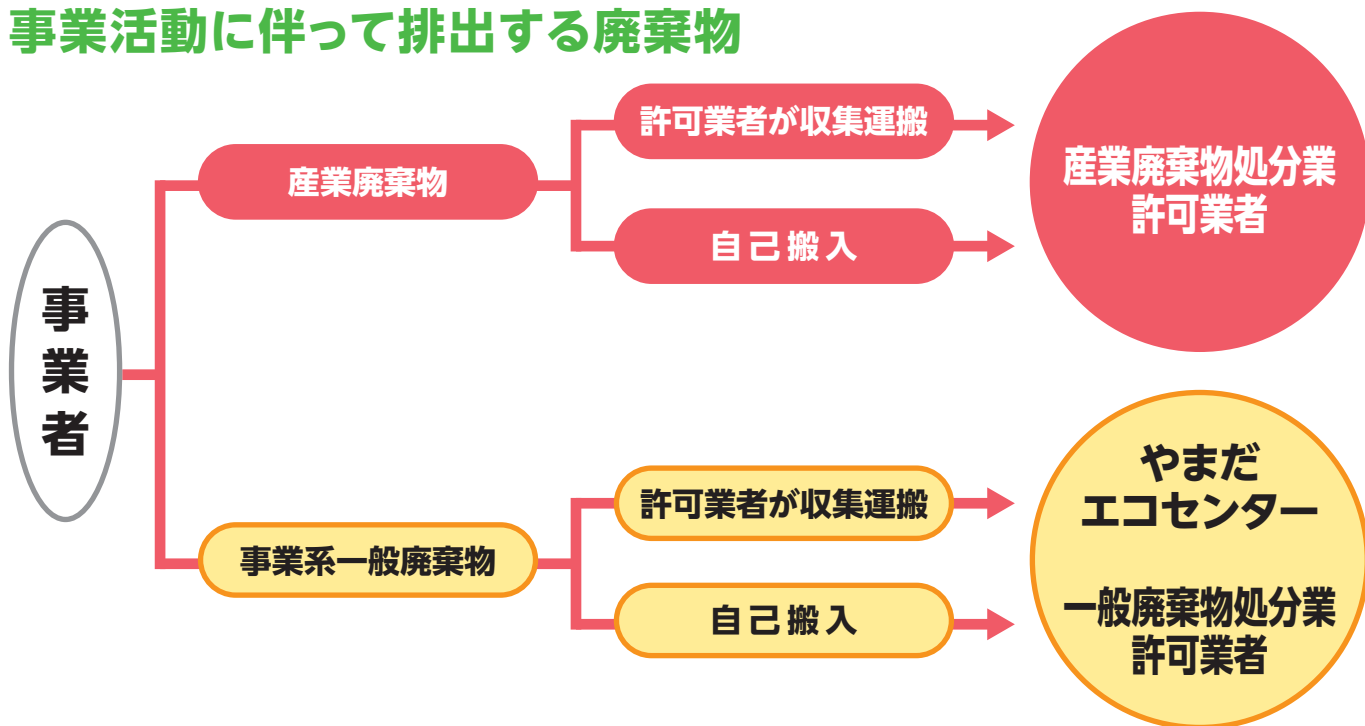


事業所から出るごみについて

事業活動に伴って生じる廃棄物は、業種や廃棄物の材質により、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に区分されます。廃棄物は、次のような流れで処理されます。

● 事業活動に伴って排出する廃棄物



事業所 (事務所・店舗 民宿 など)

経営する家族の生活ごみ

紙くず
食品残さ
ペットボトル
発泡スチロール
缶・びん
プラスチック製容器包装
など

従業員の出すごみ

紙くず
食品残さ
ペットボトル
発泡スチロール
缶・びん
プラスチック製容器包装
など

客の出すごみ

紙くず
食品残さ
ペットボトル
発泡スチロール
缶・びん
プラスチック製容器包装
など

⇒ 家庭系ごみ

⇒ 事業系一般廃棄物

⇒ 産業廃棄物

事業活動に伴って排出する事業系一般廃棄物は、やまだエコセンターで処分されます。
また、産業廃棄物は、事業者の責任において自ら、又は許可業者へ委託して処理します。

- 事業活動に伴って排出する廃棄物は、排出する事業者自らの責任で適正に処理することが法律で定められています（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項）。集積所へ出すことはできませんので、自社でやまだエコセンターへ搬入ができない場合は、許可業者に収集運搬を委託してください。
- 廃棄物の処理を他人に委託する場合は、県または市から許可を受けた業者へ委託しなければなりません。また、一般廃棄物、産業廃棄物は別々に許可されていますので、排出される種類に応じ、それぞれの許可業者に委託してください。

● 産業廃棄物の種類と排出業種

産業廃棄物となるものは、下記のとおり法律で定められています。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条)

● すべての業種において産業廃棄物となるもの

①燃え殻	②汚泥	③廃油	④廃酸	⑤廃アルカリ	⑥廃プラスチック類
⑦ゴムくず	⑧金属くず	⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			
⑩鉱さい	⑪がれき類	⑫ばいじん			

● 特定の業種においてのみ産業廃棄物となるもの

	特定の業種
⑬紙くず	出版業・新聞業・建設業・製本業・印刷物加工業・パルプ製造業など
⑭木くず	建設業・木材木製品製造業・輸入材木の卸売業・リース業などの業種 貨物の流通のために使用したパレットなど
⑮繊維くず	繊維工業・建設業など
⑯動植物性残さ	食料品製造業・医薬品製造業など
⑰動物系固形不要物	と畜場・食鳥処理場から排出した固形状不要物
⑱動物のふん尿	畜産農業に係るもの
⑲動物の死体	畜産農業に係るもの